## 彦根長浜都市計画地区計画の決定(長浜市決定)

都市計画祇園十四ハタチ地区地区計画を次のように決定する。

	名	称	祇園十四ハタチ地区地区計画			
	位	置	長浜市祇園町字十四・字ハタチ地先			
	面	積	約1.86ha			
区域の整備、開発及び保全に関する方針	目標	計画の	当該地区は、JR長浜駅から北西に約1.2km、主要地方道木之本長浜線西側、県道祇園八幡中山線北側に位置し、市街化区域(既存集落)の外縁にある。地区の北側、西側は農地があり、東側は、商業施設・住宅地、南側は市街化区域で良好な住宅地が形成されている。また、既存幹線道路沿いには、商業施設や医院、薬局等の医療関係施設もあり利便性が高い。このような環境にある当該地区周辺の集落においては、人口・世帯数が増加しているものの、既存宅地の区域で高齢化が進んでおり、集落の維持や地域コミュニティの希薄化といった将来的な問題が懸念される。本地区計画では、幹線道路沿いに商業用地を配置し、周辺住民の利便性向上を図り、商業用地の西側に住宅地を配置し、既存集落とのコミュニティ形成を重視しながら、良質な住宅地を供給し、若年層の世帯分離やUターン・Iターン・Jターン等に対応する等、持続可能な集落形成に寄与することを目標とする。良好な自然環境を確保しつつ、周辺住民に対する飲食の供給等を目的とした商業用地を配置し、利便性を向上させる。周辺の自然環境や既存住宅地との調和を図りつつ、優良な住宅地としての土地利用を行い、その維持保全を図る。			
		施設の の方針	良好な定住環境の形成を図るため、幅員6.0mの道路を整備し、開発区域の 面積の3%以上の緑地を確保するとともに、上下水道施設等の整備を行う。			
	l	物等のの方針	(1) 良好な商業地区及び戸建住宅地としての環境を保全するため、建築物の用途及び建築物の壁面の位置を制限するとともに、建ぺい率、容積率及び建築物の高さの最高限度を定める。 (2) 敷地細分化等による環境悪化を防止するため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。 (3) 建築物、工作物、看板等については、長浜市景観計画に基づき、落ち着いた色調を用いるものとする。			
	その位	他の整 針	電柱は、道路の有効幅員を確保するため、民地内に設置する。また、電柱 の色は、周辺環境に配慮した色とする。			



	地区施設の配置及 び規模				
	地区の区 分 面積		名称	A地区	B地区
			面積	約 1.70ha	約 0.16ha
地区整備計画	建築物等に関する事項	の制限 容積率の	) 最高限	次には、大学のでは、大学のでは、大学のでは、「のでは、「	法施行令第130条の4に定めるもの。 (5) 町内会等の地区住民を対象とした社会教育的な活動あるいは、自治会活動の目的
=		度 建ペい率の最高 限度		10分の6	
		建築物の 積の最低		200㎡(隅切した敷地は180㎡)	

		1	道路境界及び敷地境界までの距離		
		壁面の位置の制 限	ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではない。		
			(1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3.0m以下である もの。		
	Э.			- 供し、軒高が2.3m以下でかつ床面	
			積の合計が5㎡以内であるもの。		
		N I	(3) 壁面を有しない自動車車庫で軒高が2.5m以下であるもの。		
	7_	建築物等の高さ の最高限度	(1) 建築物の高さの最高限度は、敷地地盤面から12mとする。 (2) 前面道路の路面の中心からの建築物の各部分の高さは、建築物の壁面から前面道路の反対側の境界線までの水平距離が20m以下の範囲内においては、当該部分から前面道路の反対側までの水平距離に1.25を乗じて得たもの以下とする。(道路斜線規制) (3) 敷地地盤面からの建築物の各部分の高さは、当該部分から隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに10mを加えたもの以下とする。(北側斜線規制)		
			建築物の外壁、屋根の色彩	(1)附属建築物を除き、建築物の屋	
		建築物等の形態 又は色彩その他 の意匠の制限	は、長浜市景観計画に定める景	根は原則として勾配屋根とし、	
			観形成基準を満たすものである	屋根勾配は10分の3以上である	
			こと。	こと。	
				(2)建築物の外壁、屋根の色彩は、	
			n n	長浜市景観計画に定める景観形	
-				成基準を満たすものであるこ	
			(1)道数及び水数に南上で垣又は	と。 (1)道路及び敷地境界に面して垣又	
			さくを設置する場合は、その		
		= -	構造は、生け垣又は透過性の		
			高いフェンスとし、土塀、板	いフェンスとし、土塀、板塀ブ	
			塀、ブロック塀等は設置して 「サール」	ロック塀等は設置してはならな	
		.垣又は柵の構造 制限	はならない。ただし、門柱、	い。ただし、門柱、門扉に類す	
			門扉に類するもの及び敷地地	るもの及び敷地地盤面から40cm	
			盤面から40cm以下の上記フェ	以下の上記フェンス基礎(コンク	
			ンス基礎(コンクリートブロッ	リートブロック等)はこの限りで	
			ク等)はこの限りではない。	はない。	
			(2)道路及び水路に面して設置す	(2)垣又はさくの高さは敷地地盤面	
			る垣又はさくの高さは敷地地	から1.5mを超えてはならない。	
			盤面から1.5mを超えてはなら	(3)商業施設と住宅地との境界部分	
			ない。	については、上記の制限を適用	
		e - 1	(3)地区計画策定時における既商	しない。	
			業施設の敷地境界部分は、上		
-			記の制限を適用しない。		
			V		

- ・区域は計画図表示のとおり
- ・理由は別紙のとおり

## 理由

祇園町は、人口動態において、長浜市全体の人口が減少している中で、継続して人口・世帯数が増加している地域であるとともに、主要地方道木之本長浜線及び県道祇園八幡中山線に接しており長浜駅や国道へのアクセスが良く、沿道に商業施設・医療関係施設もあるため、利便性が高い地域となっています。

この点から、祇園町の市街化区域に接する上記の交差点付近から大井川までの地区一帯については、地区計画制度を用いた土地開発を平成29年から進めており、当該地はその内の一部分(祇園町字十四、字ハタチ)となります。

当該地は県道交差点部であることから、祇園町一帯の地区計画のなかでも商業を主とした土地利用を想定しており、地区計画制度を用いた土地開発を実施することで、長浜市都市計画マスタープランにおける「広域交通基盤をいかした商業・サービス業空間の充実を図るとともに、人口増加に対応した質の高い居住空間の形成」を目指します。

これらのことから、市街化調整区域であるものの、居住・商業空間の形成を 認める地域として、周囲の景観と調和した良好なまちづくりを進めるため、地 区計画を決定するものです。